

# 被虐待児保護のための法的判断枠組み (心理的虐待を中心に)

——イギリス法を手掛かりとして——

高橋有紀

はじめに

第1章 日本における児童保護法制

第1節 日本における児童保護に関する法の沿革

第2節 児童虐待の定義

第3節 被虐待児の保護

第4節 児童に対する心理的虐待についての審判例

第5節 懲戒権

第6節 児童虐待への刑事規制

第2章 イギリスにおける児童保護法制

第1節 イギリスにおける児童保護に関する法の沿革

第2節 児童虐待の定義

第3節 被虐待児の保護

第4節 児童に対する心理的虐待についての判例

第5節 懲戒 (discipline)

第6節 児童虐待への刑事規制

結びにかえて

はじめに

児童虐待相談対応件数は年々増加しており、厚生労働省が2022年9月9日に発表した令和3年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数(速報値)によれば、件数は20万7659件で、前年度より2615件(1.3%)増え、過去最

多を更新した。<sup>(1)</sup>

児童相談所での虐待相談の内容別件数でみると、身体的虐待が4万9238件、ネグレクトが3万1452件、性的虐待が2247件、心理的虐待が12万4722件となっており、心理的虐待が最も多く、約6割を占めている。<sup>(2)</sup>

心理的虐待は、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）第2条第4号により、虐待の一内容として定義されており、心理的虐待を認定して裁判所の審判による保護がなされている事例は存在するものの、心理的虐待からの子どもの保護を図るにあたり、どのような考慮が必要かについては、あまり論じられてきていないように思われる。

心理的虐待は、子どもの健やかな成長・発達に深刻かつ重大な悪影響を与える可能性があるものであり、子どもの人格を不当に貶めることにより、子どもの精神や自尊心を破壊し、長期間にわたる心身への不調をもたらす可能性もあることから、身体的な虐待や脅迫がなかったとしても、十分に子の心を蝕み、害を及ぼす行為であるといえる。

イギリス（本稿では、イングランド・ウェールズを指す。）においても一般に心理的虐待は児童虐待の一内容ととらえられており、心理的虐待の有害性に鑑み、2015年には、16歳未満の者に対する虐待罪に、身体的な虐待に加えて、心理的な虐待が含まれることを明記する改正がなされている。

また、日本においては、家庭裁判所が関与する場面が限定的であり、児童相談所の責務とされている部分が多いのと異なり、イギリスでは、子の保護が必要な場合には、基本的には裁判所が子の保護のために必要な命令を発令し、裁判所命令に従って、地方当局や警察が当該子の援助や保護を実行しており、裁判所の判断にあたっては、子の最善の利益にかなうかという考慮がなされている。

そこで、本稿では、被虐待児に対する強制的な保護が行われる場合に、その判断においてどのような事項についての考慮が必要かについて、心理的虐待を中心として、イギリス法を手掛かりに検討していきたい。

## 第1章 日本における児童保護法制

### 第1節 日本における児童保護に関する法の沿革

日本においては、戦前の1933年に旧児童虐待防止法が制定され、その規定の大半が1947年成立の児童福祉法に、親権者の意に反する施設入所措置等（児童福祉法第28条）、立入調査（同法第29条）、禁止事項（同法第34条）等として承継されてきたが、これらはあまり有効に行使されていなかった<sup>(3)</sup>。

そして、1980年代後半から全国の児童虐待相談件数が徐々に増え始め、1990年代後半から児童相談所の児童虐待相談件数が急激に増加し、同時に児童の死亡事案も増え、児童虐待が社会問題化するようになった。こうした動きを受けて、1997年6月20日付厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」が各都道府県に送付され、各児童相談所に対し、本通知に沿った児童福祉法の適切な解釈運用と積極的な対応を図ることが求められたが、児童福祉法には立入調査の強制力がなく、警察の協力も得られず、児童虐待に対応するためには不十分であり、児童相談所での対応は依然として困難な状況にあった。しかし、1999年7月、超党派の議員による児童虐待防止に関する特別法の立法化の動きが活発化し、衆議院青少年問題に関する特別委員会（以下、「青少年特別委員会」という。）での議論が進められることとなり、同年、青少年特別委員会により「児童虐待の防止に関する件」として立法化を含めて決議がなされた。そして、翌2000年3月の第147回国会において、青少年特別委員会が同決議をふまえ児童福祉法その他関連法の法整備に向けて動き出し、同年5月に児童虐待防止法が成立した<sup>(4)</sup>。

### 第2節 児童虐待の定義

児童虐待防止法第2条で「児童虐待の定義」が初めて定められ、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に

監護するもの)がその監護する児童(18歳に満たない者)について行う次に掲げる行為をいうとされ、同法第3条において、児童に対する虐待の禁止が規定された。

- ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

上記の4つの行為類型について、厚生労働省が発表している『子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)』によれば、具体的には以下のものが該当するとされている(以下は例示<sup>(5)</sup>である)。

①身体的虐待(児童虐待防止法第2条第1号)

- ・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血等の頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこ等による火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄等により一室に拘束する等の行為。
- ・意図的に子どもを病気にさせる。

②性的虐待(同法第2条第2号)

- ・子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・子どもに性器や性交を見せる。
- ・子どもをポルノグラフィーの被写体等にする。

③ネグレクト（同法第2条第3号）

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っている等（例えば、（1）重大な病気になるっても病院に連れて行かない、（2）乳幼児を家に残したまま外出すること<sup>(6)</sup>。）
- ・子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促す等の子どもに教育を保障する努力をしない。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断等）。
- ・食事、衣服、住居等が極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢（例えば、（1）適切な食事を与えない、（2）下着等長期間ひどく不潔なままにする、（3）極端に不潔な環境の中で生活をさせる等。）
- ・子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・祖父母、兄弟姉妹、保護者の恋人等の同居人や自宅に出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待に掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。

④心理的虐待（同法第2条第4号）

- ・ことばによる脅かし、脅迫等。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと等。
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動等。
- ・他の兄弟姉妹とは著しく差別的な扱いをする。
- ・配偶者やその他の家族等に対する暴力や暴言。
- ・子どもの兄弟姉妹に、①～④の行為を行う。

また、「個別事例において虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づき行われるのは当然であるが、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断すべき」であり、その際子どもの側に立って判断すべきであることに留意すべきと考えられている。<sup>(7)</sup>

### 第3節 被虐待児の保護

本節では、日本において、被虐待児に対し、どのような保護がなされているのかについて概説する。

#### 1 調査

児童福祉法第29条に基づき、同法第28条の施設入所承認の申立て等を行うために必要があると認めるとき、都道府県知事は、児童の住所、居所、学校等に立入調査をすることができる。但し、あくまで任意調査としての域を出ず、保護者の強い拒否にあったときは、強制的に立ち入ることはできない。また、児童虐待防止法は、児童虐待が行われている恐れがあると認めるときには、児童の住所又は居所への立入調査を行うことができる（児童虐待防止法第9条<sup>(9)</sup>）と規定しており、実務上は二つの法律を併せて立入調査の根拠とし、立入調査を実行している。<sup>(10)</sup>

立入調査を何度も拒否された虐待事例などが契機となり、2007年、児童虐待防止法が大幅に改正され、強制的に児童の安全と安全確保を行う強制立入調査制度が創設されることとなり、出頭要求を受けた又は立入調査の対象となった保護者が正当な理由なく立入調査を拒否、妨害、忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判官が予め発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができることとなった（児童虐待防止法第9条の3）。立入調査を正当な理由なく拒否、妨害、忌避した場合は50万円以下の罰金に処せられる（児童福祉法第61条の5）。なお、児童の安全確認、一時保護、立入調査又は臨検等を行うに際し、必要があると認めるときは、警察署長の

援助を求めることができる（児童虐待防止法第10条第1項）。

調査の後、児童福祉司による社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員や保育士による行動診断等がなされ、これらの診断結果を協議した上で総合的見地からなされた児童相談所としての判定（総合診断）結果をふまえ、援助方針会議を経て、児童の最善の利益の観点から援助方針が決定される。<sup>(12)</sup>

## 2 保護手段

### （1）一時保護

児童虐待防止法では、児童虐待に係る通告（同法第6条第1項）又は市町村等からの送致（同法第8条第1項第1号）を受けた児童相談所は、児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ一時保護等（児童福祉法第33条第1項）を行うものとされている（児童虐待防止法第8条第2項）。

一時保護の期間は、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる（児童福祉法第33条第3項、第4項）。一時保護は、児童の親権を行なう者又は後見人の同意が得られない場合にも行ない得るものであるとされているが、<sup>(13)</sup>引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、2か月の延長ごとに家庭裁判所の承認を得なければならない。但し、児童福祉法第28条による施設入所承認の申立て、同法第33条の7による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求、又は同法第33条の9による未成年後見人解任の請求がなされている場合は家庭裁判所の承認を得る必要はない（同法第33条第5項）。

### （2）家事審判の申立て

一時保護と異なり、親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合には、児童福祉法第27条第1項第3号に定められている施設入所等の措置を取ることとはできない（同条第4項）。しかし、保護者がその児童を虐待し、著

しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその子どもの福祉を害する場合において、児童福祉法第27条第1項第3号の措置（児童福祉施設等への入所等の措置）を採ることが保護者の意に反するときは、都道府県<sup>(14)</sup>は、家庭裁判所の承認を得て、児童福祉施設等への入所等を行うことができる（児童福祉法第28条第1項）。家庭裁判所の承認による措置は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならないが、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、当該期間を更新することができる（児童福祉法第28条第2項）。

### （3）親権喪失の審判、親権停止の審判、管理権喪失の審判の申立て

家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、各々以下の場合には、親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判を行うことができる。そして、児童相談所長も、児童福祉法第33条の7により、親権喪失の審判、親権停止の審判、管理権喪失の審判を家庭裁判所に申し立てることができることとされている。

- ①親権喪失の審判：父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき（民法第834条）。
- ②親権停止の審判：父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき（民法第834条の2第1項）。親権停止の期間は、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2年を超えない範囲内で定められる（民法第834条の2第2項）。
- ③管理権喪失の審判：父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき（民法第835条）。

### （4）接近禁止命令

児童相談所長及び施設の長は、児童福祉法第27条第1項第3号に基づいて

施設入所等の措置がとられているか、若しくは一時保護が行われている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、保護者に対して、児童との面会、通信の全部又は一部を制限することができる（児童虐待防止法第12条第1項）。

そして、都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われ、当該児童虐待を行った保護者について、面会、通信の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6か月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる（児童虐待防止法第12条の4第1項）。命令禁止期間は、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6か月を超えない期間を定めて更新することができる（同法第12条の4第2項）。この命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（同法第17条）。

但し、接近禁止命令は、平成30年度は3件、令和元年度は2件しか実施されておらず、<sup>(15)</sup>実務上はほとんど利用されていない。

#### 第4節 児童に対する心理的虐待についての審判例

児童虐待が問題となった審判（児童福祉法第28条に基づく審判、親権喪失の審判、親権停止の審判、管理権喪失の審判）の多くは、心理的虐待に加え、身体的虐待やネグレクトが行われている複合ケースである。心理的虐待プロパーの事案はごく少数にとどまっているが、<sup>(16)(17)</sup>その中で、東京家庭裁判所平成13年11月26日審判（家月54巻10号63頁）は、心理的虐待による福祉の侵

害という明確な判断をしたものであり、心理的虐待を中心とした検討を行うとする本稿において参考にするべきと考えることから、以下で紹介する。

本件は、13歳の児童Yを一時保護したX（東京都児童相談センター所長）が、YがYの父Aにより心理的に虐待されており、児童自立支援施設に入所させる必要があるとしてYの父母に同意を求めたものの同意を得られなかった（Aは児童養護施設への措置には同意するが児童自立支援施設への措置には同意していない）ため、児童福祉法第28条による承認を求める審判を申し立てたという事案である。

Aは、以前よりYの母Bや姉Cに対し、暴力行為に及んでおり、BはAから暴力をふるわれるとY及びCを連れて家出し、しばらく経ってからAの許に戻るということを繰り返していた。また、本件申立てに至るまでにYに対する一時保護、審判申立て、同意入所、家庭引取りが数度にわたり繰り返されてきたが、平成12年9月頃から入所中の施設での規律違反、職員の指示への反抗、他の入所児へのいじめ等が目立つようになり、更に職員への暴力行為や器物の損壊、喫煙、無断外出、夜間徘徊等もみられるようになったため、一時保護を経て、児童自立支援施設へ措置変更することも検討したが、Aの同意が得られそうもなかったことから、Aとの協議も踏まえ、結局AにYを引き取ってもらうこととした。

AはYの家庭引取りに際し、Yへの指導に戸惑いを感じていたが、本人のために基本的なしつけをするとともに学力を身につけさせたいとの思いで、家庭教師を週3日つける、学校からの帰宅時間を定める、Yの生活が乱れたと感じたときは厳しく説教する、Yの態度によっては辺りの物を壊す等した。Yは、Aとの生活を、日常生活について厳しく監視されていると感じたうえ、深夜にまで及ぶ長時間にわたる説教、返答によっては物を投げつける等の行為から、いつもAから厳しく叱責されるかもしれない不安感を抱き、Aを怒らせないためにAの様子を窺うという、常に緊張を強いられる落ち着かない日を送った。なお、父母との同居中にAのBに対する暴力行為を何度

となくみてきたためAに対する恐怖心も強かったことがYの不安感をあおることともなった。YはAとの生活を耐えがたいものと感じて家出し、一時保護され、児童自立支援施設に一時保護委託された。

Yは、Aと同居することは全く考えられないとして、児童自立支援施設に入所して頑張るしかないと思っている。

以上の事実に基づき、裁判所は、Aが平成13年1月から6月はじめまでの間、これまでの父子関係からAに対して恐怖心を抱いているYに対し、時間を問わない長時間にわたる厳しい叱責、日常生活の監視、物を投げつける等の行為を繰り返して、ついにはYを家出せざるを得ないまでに追いつめたもので、これら一連の行為はYを心理的に虐待したと評価することができ、このままYをAに監護させておくことは著しくYの福祉を害することは明らかであるとして、児童自立支援施設に入所させるのが相当であると判断した。

本件では、Aによる暴力を目撃し恐怖心を抱いていたYに対する支配的威圧的な態度、Yの不安感による日常生活への支障、Yの意向、Aがいずれの行為も親権者としてのしつけの範囲内のことと信じており、改善意欲がみられないこと等を総合的に考慮して、児童福祉法第28条による児童自立支援施設への入所承認を行ったものと考えられる。

## 第5節 懲戒権

民法822条では、親権を行う者は、子の利益のための監護及び教育に必要な範囲でその子を懲戒することができると規定されている。

令和元年に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童虐待防止法第14条第1項において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならないことが規定され、同条第2項において、児童の親権を行う者は、児童虐待

に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはないことが明記された。

これを受けて、厚生労働省が令和2年2月に公表した体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドラインである『体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～』によれば、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当するとされており、以下の行為は全て体罰であるとされている<sup>(18)</sup>。

- ・言葉で3回注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

さらに、同ガイドラインでは、体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があるが、その他の著しく監護を怠ること（ネグレクト）や、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）等についても虐待として禁止されており、加えて、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健全な成長・発達に悪影響を与える可能性があり、子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害する旨が記載されている<sup>(19)</sup>。

懲戒権については、法制審議会民法（親子法制）部会において、現在規定の見直しがなされており、同部会が令和4年2月1日に発表した『民法（親子法制）等の改正に関する要綱案』において、民法第822条を削除し、同法第821条を第822条とし、第821条に「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢

及び発達に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」との規定を設けることが提言されている。本見直しは、児童虐待の問題が深刻化している社会状況を背景として、子に対する体罰等の有害性が広く指摘されるとともに、児童虐待防止法において、親権者による体罰の禁止が明文で定められるに至る等、子に対する懲戒権の在り方等に関する社会通念にも変化が生じていることを前提に、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある民法第822条を削除すること等により、児童虐待は正当な親権の行使とはいえず許されないこと等を規定上も明確にして、児童虐待の防止を図ろうとするものである。また、子の「心身に有害な影響を及ぼす言動」を禁止する規律を設ける趣旨が、親権者が子を監護教育するに当たり、不当に子を肉体的又は精神的に傷付けることを防止することで、心身の健全な発達という子の利益の実現を図ろうとする点にあることからすれば、上記の有害性の判断は、専ら子の心身の健全な発達を害するかどうかという観点から行われるべきものであると考えられることから、禁止される行為の範囲を「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」としたと説明されている<sup>(20)</sup>。そして、児童虐待防止法において、親権者による体罰が明示的に禁止されたこと等を踏まえると、現行の民法上も、親権者の監護教育権の行使として体罰を行うことは許容されていないものと解されるが、体罰に当たる行為は、当然に子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動に該当するものであって、すべからず禁止されるべきものと考えられることから、このような体罰の位置付けを明らかにする趣旨で、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の一類型として、体罰を例示的に明示することとしたものであり、心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の内容についての判断は、個別の事案における具体的な事情を総合的に考慮し、社会通念に照らして、当該行為が監護教育権の行使として相当なものか否かとの観点から客観的に行われるべきであるとの見解が示されている<sup>(21)</sup>。

心理的虐待については、身体的な危害は与えられないとしても、子の精神を蝕み、その心理、行動に長期間にわたる深刻かつ重大な影響を与えるものであることに鑑みれば、体罰のみならず、「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」として、子に対する不当な精神的苦痛を与える行為が禁止行為の対象となることを明確にすることは大きな意義があると考えられる。

## 第6節 児童虐待への刑事規制

日本では、児童福祉法第34条で禁止される行為<sup>(22)</sup>に係る罰則がある（児童福祉法第60条）ほか、刑法第179条により、親等による性的虐待の罪（監護者わいせつ及び監護者性交等罪）が定められているが、他の類型について児童虐待罪の規定はなく、刑法の規定により処罰される。身体的虐待については、暴行罪（刑法第208条）、傷害罪（刑法第204条）、ネグレクトについては保護責任者遺棄及び同致死傷罪（刑法218条、219条）の適用が考えられるが、心理的虐待については、場合によっては暴行罪、傷害罪、脅迫罪（刑法第222条）の適用の余地がないわけではないものの、事件化が困難なケースが多いと考えられる。

## 第2章 イギリスにおける児童保護法制

### 第1節 イギリスにおける児童保護に関する法の沿革

アメリカにおいて重大な児童虐待事案（Mary Elle Wilson 事件）が起き、それをきっかけとして1875年にニューヨーク児童虐待防止協会（New York Society for the Prevention of Cruelty to Children）が設立されたことを受けて、1889年、イングランドにおいて、国家児童虐待防止協会（National Society for the Prevention of Cruelty to Children、以下「NSPCC」という。）が設立され、同年、1889年児童虐待防止及び保護法（Prevention of Cruelty to, and Protection of, Children Act 1889）が制定された<sup>(23)</sup>。

イギリスにおいて、1920年から第二次世界大戦までの間は児童の地位に関

する重要な発展は見られなかったが、第二次世界大戦中、児童の大量疎開により貧困化したスラム街の状況が浮き彫りになったこと、戦争孤児への解決策の必要性があったこと、エリザベス朝・ビクトリア朝の救貧法（Poor Laws）の形跡を一掃しようとする政治的意思があったこと等を理由として、児童への公的関心が向けられることとなった。そして、これらに加え、1945年に12歳の Dennis O'Neil が里親による栄養失調と暴行により虐待死させられた事件が起きたことも相まって、児童福祉の問題が喫緊の課題となり、1948年児童法（Children Act 1948）が制定された<sup>(24)</sup>。1948年児童法は、地方当局に対し、特定の状況において孤児や棄児等のケアを引き受け、当該児童の最善の利益に従って養育することを義務付けるものであった<sup>(25)</sup>。

1973年に発生した、7歳の Maria Colwell が里親委託から実母の再婚に伴い実母によるケアに戻された後、継父による身体的虐待やネグレクトにより死亡させられた事件により、親による虐待や拒絶から児童がより良い保護を受けることを可能とし、児童の長期間の福祉にかなった計画を作成できるようにするために、親の権利を縮小することが要求されるようになった<sup>(26)</sup>。これを受けて、1975年児童法（Children Act 1975）では、地方当局に対し、児童期を通して子の福祉を保護し、増進させることを最初の考慮事項とする必要があることが定められた<sup>(27)</sup><sup>(28)</sup>。

しかし、2名の小児科医による瑕疵のある分析により、1987年にクリーブランド州で、5か月の間に57家庭の121人の児童が性的虐待の被害者と認定され、児童保護命令（place of safety order（現在は廃止されている））により家庭から分離される結果となったというクリーブランド事件（Cleveland Scandal）により、地元当局が家族の自主性を犠牲にして強権的になりすぎているのではないかとの問題が顕在化した<sup>(29)</sup><sup>(30)</sup>。

クリーブランド事件及び同事件に対する調査報告（Report of the inquiry into child abuse in Cleveland 1987）を受け、過去の教訓や経験をふまえて、児童保護のために家族の自律性と地方当局の権限のバランスを再調整し、支

援を必要としている児童に対応するための包括的かつ統一的なスキームを提供するものとして、1989年児童法（Children Act 1989）が制定されること<sup>(31)(32)</sup>となった。1989年児童法は、イギリスにおける児童保護制度の中心的な役割を果たしており、児童虐待に限らず、児童福祉全般を定めたものである。

2000年に、8歳のVictoria Climbiéが大叔母とその恋人に虐待を受け殺害されるというビクトリア・クリンビエ事件が発生した。ビクトリア・クリンビエ事件は、多機関が関わっていたにもかかわらず、連携がうまくとれていなかったために全体像を把握できず結果として被害児の死亡との結果に至ったことから、ラミング（Laming）卿による本事件の調査報告書では、多機関連携の重要性、適切なトレーニングと監督、及び記録管理の重要性が強調<sup>(33)</sup>された。ビクトリア・クリンビエ事件の調査報告書及び同調査報告書での提言を反映した政府による児童に対するサービスを提供する機関のフレームワークである『どの子どもも大切（Every Child Matters）』と題した緑書（グリーンペーパー）が2004年児童法（Children Act 2004）の制定につながった。2004年児童法では、子ども及びその家族への支援サービスが強化され、また地方当局の組織構造の抜本的な変革による子どもに対するサービスの明確な説明責任が確保されるとともに、同法に基づきイングランドにおいて子どもコミッショナー（Children's Commissioner）が設立されること<sup>(34)</sup>となった。

2004年児童法は、2006年児童ケア法（Childcare Act 2006）により改正され、2006年児童ケア法では、地方当局に対し、若年の子どもに対する成果を向上させ、十分なケアを保障し、子どもに対して情報を提供する義務を課す<sup>(35)</sup>新たな法枠組みが導入された。

## 第2節 児童虐待の定義

1989年児童法では、虐待の被害者である児童及び加害者についても明確な規定はない。但し、1989年児童法では原則として、18歳未満の者が対象と

されており（1989年児童法第105条（1））、2004年DV、犯罪及び被害者法（Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004）は児童を保護の対象としているので、同法に規定される加害者も虐待者に含まれる<sup>(36)</sup>。

また、1989年児童法では、児童虐待についての定義はおかれていないが、イギリス政府が発行しているガイドラインである『児童保護のための協働作業（Working Together to Safeguard Children）<sup>(37)</sup>』において、虐待が定義されており、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトについても各々以下のとおり定義されている。児童保護のための協働作業は、地方当局に対し、社会サービス機能を担うにあたり、大臣が定める一般的なガイダンスに従うことを求めた1970年地方当局・社会サービス法（Local Authority Social Services Act 1970）第7条等に基づいて作成されており、完全な意味での法的拘束力を持つものではないが、異なる対応を正当化するだけの地域的な特別事情がない限り、全ての地方当局が従うべき義務を負っているものである<sup>(39)</sup>。

①虐待：子どもへの不適切な関わり（maltreatment）の一形態。危害（harm）を加えたり、危害を防止するための行動を怠ったりすることにより、子どもを虐待したり、ネグレクトしたりすることがある。危害には、非身体的虐待や、他者への不適切な扱い（ill-treatment）を目撃した場合の影響が含まれる。これは、例えば、あらゆる形態のドメスティック・アブ्यूズ（domestic abuse）における子どもへの影響に関連して、特に関連性があり得る。子どもは、家族、施設又は地域社会において、既知の者又は稀には他人から虐待されることがある。虐待は完全にオンラインで行われる場合もあれば、オフラインでの虐待を容易にするための手段としてテクノロジーが使用される場合もある。子どもは、大人又は大人達、他の子ども又は子ども達によって虐待される可能性がある。

②身体的虐待：殴打したり、揺すったり、投げたり、毒を入れたり、熱傷

を負わせたり、熱湯でやけどをさせたり、濡れさせたり、窒息させたり又はその他の方法で子どもに対し身体的損傷を加えることを含む可能性のある虐待の一形態。身体的危害は、親又は養育者が子どもの病気の症状を捏造した場合、又は故意に誘発した場合にも引き起こされる可能性がある。

③心理的虐待：子どもの精神の発達に重篤かつ持続的な悪影響を引き起こす等の子どもに対する持続的な心理的虐待を指す。子どもに対し、彼らが無価値である、愛されていない、不十分である、又は他者のニーズを満たす限りにおいて評価されることを子供に伝えることを意味する。また、これには、子どもに自分の意見を表明する機会を与えない、意図的に彼らを黙らせる、又は彼らが言うことやコミュニケーションの仕方を「からかう」ことを意味する可能性がある。また、年齢や発達上不適切な期待が子どもに課される可能性もある。これには、子どもの発達能力を超えた相互作用、探求や学習の過剰保護と制限、又は通常の社会的交流への参加を妨げることが含まれる場合がある。他者への不適切な扱いを見聞きすることを意味する可能性もある。深刻ないじめ（サイバーいじめを含む）、子どもに対し頻繁に恐怖や危険を感じさせる、又は子どもの搾取や墮落を引き起こすことを意味する可能性もある。ある程度の心理的虐待は、それが単独で発生する可能性もあるが、子どもに対するあらゆるタイプの不適切な関わりに併存するものである。

④性的虐待：子ども又は青少年に性的行為を強制又は誘引することを含み、必ずしも高いレベルの暴力を伴うとは限らず、子どもが何が起きているかを認識しているかどうかにかかわらず、性的行為には、挿入による暴行（強制的性交や口淫等）、又は自慰行為、キス、こすこと、衣服の外から触ること等の非挿入行為を含む身体的接触が含まれる場合がある。また、性的な画像を見せたり、その制作に子どもを関わらせたり、性的行為を見せたり、性的に不適切な行動をとるよう子どもに奨励

したり、又は虐待の準備のために子どもをグルーミング（grooming）<sup>(40)</sup>したりする等、非接触活動も含まれる場合がある。性的虐待は、オンラインで行われることもあり、オフラインでの虐待を容易にするための手段としてテクノロジーが使用される場合もある。性的虐待は成人男性だけによって犯されるものではなく、女性及び他の子どもも性的虐待行為を犯すことがあり得る。

- ⑤ネグレクト：子どもの基本的な身体的及び／又は心理的ニーズを持続的に満たさず、子どもの健康又は発達に深刻な障害をもたらす可能性がある。ネグレクトは、母親の薬物乱用の結果として妊娠中に発生することがある。子どもが生まれた後については、ネグレクトには、親又は養育者が、以下を行わないことを含む。
- a. 十分な食料、衣服及び住まいの提供（自宅からの排除又は放棄を含む。）
  - b. 身体的及び精神的な危害又は危険からの子どもの保護
  - c. 適切な監督の確保（不十分な養育者を使って監督することを含む。）
  - d. 適切な医療又は治療へのアクセスの確保

また、子どもの基本的な感情的ニーズへの無視や無反応も含まれる場合がある。

### 第3節 被虐待児の保護

本節では、イギリスにおいて、被虐待児に対し、どのような保護がなされているのかについて概説する。<sup>(41)</sup>

#### 1 地方当局の調査

1989年児童法第47条（1）では、地方当局は、管轄地域内に住んでいるか又は当該地域内で発見された子が（a）(i) 緊急保護命令（emergency protection order）の対象となっているか、又は（ii）警察保護（police protection）下にあるか、（b）当該子が重大な危害を受けているか又は受ける恐れがあると疑う合理的な理由がある場合には子の福祉を保護又は増進する

ために必要な措置を取るべきかを判断するために必要な調査を行い、又は行わせなければならないと規定されており、調査をふまえて地方当局は、介入しなくとも子の福祉が十分に保護されると認定しない限り、緊急保護命令、子に関する評価命令 (child assessment order)、ケア命令 (care order) 又はスーパービジョン命令 (supervision order) の申立てを行う<sup>(42)</sup>。

また、調査の結果、重大な危害の恐れについて裏付けられ、子が重大な危害を受けているか又は受ける恐れがあると判断された場合には、家族のメンバー (適切と判断された場合には子も含む。) と当該子とその家族に関わっている専門家が集まり、最初の児童保護会議 (initial child protection conference) を開催する。最初の児童保護会議では、全ての関連する情報を分析し、子の福祉を保護し、増進するための最善の児童保護計画 (child protection plan) が作成される。そして、子が重大な危害を受けているか又は受ける恐れが継続しているかを確認し、児童保護計画の見直しの必要性を検討するために児童保護再検討会議 (child protection review conference) が開催される<sup>(43)(44)</sup>。

## 2 保護手段

### (1) ケア命令

#### ア 要件

子を保護するための強制的な介入が必要である場合、地方当局又は権限を付与された者は、裁判所に対し、子を指定された地方当局のケア (care) の下に置く命令 (ケア命令) を申し立てることができる (1989年児童法第31条 (1) (a))。なお、これらの命令は、17歳に達した子 (婚姻している場合には、16歳に達した子) については発することができない (同法第31条 (3))。

ケア命令が認められるためには、①1989年児童法第31条 (2) に規定された要件を満たすこと (初期介入段階 (threshold stage)) 及び②同法第1条に照らして、ケア命令を発することが子の最善の利益にかなうこと (福祉段階 (welfare stage)) の2段階の検討を経る必要がある<sup>(47)</sup>。

### ①初期介入段階

1989年児童法第31条（2）では、(a) 当該子が重大な危害を受け又は受ける恐れがある場合において、(b) その危害又は危害の恐れが (i) 命令が下されない場合に当該子に与えられるケア又は与えられるであろうケアが、当該子に対して親が与えるよう合理的に期待されるようなケアには当たらないこと又は (ii) 当該子が親のコントロールを超えていることに起因するものと認められる場合に限り、ケア命令を発することができるとしている。「危害」とは、不適切な取扱いもしくは健康又は発達の侵害（例えば、他人への不適切な扱いを見聞きすることにより被る侵害を含む。）を、「発達」とは、身体的、知的、心理的、社会的又は行動的発達を、「健康」とは、身体的又は精神的健康を意味し、「不適切な扱い」とは、性的虐待及び非身体的な種類の不適切な扱いを含むとされている（同条（9））。Re B判決<sup>(48)</sup>では、「不適切な扱いには、通常、身体的虐待、性的虐待、いじめ、又はその他の形態の積極的な心理的虐待等、何らかの積極的な行為が含まれる。侵害もまた、子どもに対する積極的な行動の結果であることもあるが、子どもの食物、暖かさ、住まい、愛情、教育、医療に対するニーズを怠った結果である可能性もある。」と判示されている（para 192）。

さらに、当該子が受けている危害が重大なものであるか否かという疑義の判断が、子の健康又は発達の如何によって定まる場合は、類似の子について合理的に期待できる健康及び発達の水準と比較される（同条（10））。

1989年児童法は、「重大な」についての定義は置いていないが、HUMBERSIDE COUNTY COUNCIL v B判決<sup>(49)</sup>は、辞書の定義に従い、「重大な危害」について、裁判所が相当な（considerable）、特筆すべき（noteworthy）又は重要と考える危害でなければならないと判示し、また裁判所が子どもの将来を検討する際に考慮しなければならない危害を意味すると述べた。これらの定義は、性質上累積的又は一回限りの危害を含むだけでなく、本質的に物理的には重大とはいえないものの、故意の残虐行為を示す

もの等、危害の性質が憂慮されるものである場合を包含することができる。<sup>(50)</sup>

2010年3月発行版の「児童保護のための協働作業」では、「重大な危害について、絶対的な判断基準はないものの、不適切な扱いの重大さの考慮には、身体的危害の程度と範囲、虐待とネグレクトの期間と頻度、計画性の程度、脅迫、強制、サディズム、異様又は異常な要素の存在又は程度が含まれるとしている。これらの要素のそれぞれは、子どもに対するより深刻な影響、及び/又は子どもが不適切な関わりの悪影響を克服するための支援における比較的より大きな困難と関連している。時には、例えば、暴力的な暴行、窒息又は中毒等の単一の精神的外傷を与える事象が重大な危害を構成する可能性があるが、重大な危害は、急性及び長期にわたる重大な事象の集大成であり、子どもの身体的及び精神的発達を中断、変化又は損傷する。一部の子ども達は、健康と発達が無視されている家庭や社会的状況で暮らしており、彼らにとって、長期的な心理的、身体的、又は性的虐待の腐食性は、重大な危害を構成する程度の侵害を引き起こす。」と記載されている (para 1.28)。また、重大な危害の判断にあたり、以下の項目を考慮しなければならないとされている (para 1.29)。

- ・(不適切な関わり又は適切なケアの提供の不履行の観点から) 危害の性質
- ・子どもの健康と発達への影響
- ・家族及びより広い環境という文脈における子どもの発達
- ・病状、コミュニケーション障害、障害等の子どもの発達及び家庭内でのケアに影響を与える可能性のある特別なニーズ
- ・子どものニーズを適切に満たす親の能力
- ・より広い周囲の家族の事情

## ②福祉段階

許容段階を満たした場合には、福祉段階に進む。この段階では、子どもの福祉が裁判所の至高の考慮事項 (paramount consideration) とされ (1989

年児童法第1条（1）、裁判所は、1989年児童法第1条（3）に含まれる以下の福祉チェックリストを考慮し、同条（5）に基づき、命令を全く発しないよりも、命令を発した方が子にとって良い結果が得られるかを検討する。

- (a) 確認可能な子の希望や感情（子の年齢と理解力に照らして判断する。）
- (b) 子の身体的、心理的及び教育的ニーズ
- (c) 子の状況の変化が子に及ぼす可能性のある効果
- (d) 子の年齢、性別、背景及び裁判所が関連すると考える子の特徴
- (e) 子が受けた危害又は受ける恐れがある危害
- (f) 子の両親及び当該問題が関連すると裁判所が判断する者が子のニーズを満たすために有している能力の程度
- (g) 問題となっている手続において本法に基づいて裁判所が利用できる権限の範囲

また、ケア命令が発される可能性のある申立てがなされた場合は、地方当局は裁判所が指示した期間内に保護計画（care plan）を準備しなければならないとされている（1989年児童法第31A条（1））。

#### イ 効果

子に対してケア命令が発された場合、命令により指定された地方当局は、当該子をケアの下に引き取り、命令が効力を有する間、当該子をそのケアの下にとどめる義務を負う（1989年児童法第33条（1））。ケア命令は、暫定ケア命令を除き、子が18歳に達したときに効力を失う（1989年児童法第91条（12））。

子に対するケア命令が効力を有する間、地方当局が（a）子に関する親責任（parental responsibility）を有し、かつ（b）（i）子の親、後見人（guardian）、特別後見人（special guardian）又は（ii）第4A条に基づいて子に対する親責任を有する者（継親）が子に対する親責任を果たすことができる範囲を決定する権限を有する（1989年児童法第33条（3））。但し、地方当局は、子の福祉を保護又は増進させるために必要と認められる場合を除

き、親責任を有する者の権限の範囲の決定権限を行使してはならず(同条(4))、1989年児童法第33条(3)(b)に定められた子のケアを行うと指名された者が子の福祉を保護又は増進させる目的で様々な状況において合理的な行為をすることは妨げられないと規定されている(同条(5))。なお、地方当局の権限は、①当該子の宗教的環境の変更、②養子命令(adoption order)又は2002年養子及び児童法(Adoption and Children Act 2002)第84条に基づく命令への同意又は拒否、③子に対する後見人の選任において制限されており(同条(6))、子の姓の変更やイギリス国外への移動についても規制されている(同条(7)、(8))。

子が地方当局のケアの下にある場合、地方当局は、子の両親、後見人、特別後見人、継親等との間の合理的な交流を認めなければならない(1989年児童法第34条(1))、子の福祉の保護又は増進のために必要があり、緊急の場合、7日以内に限り交流を拒否することができるにすぎない(同条(6))。

ケア命令が発された場合、スーパービジョン命令は取り消される(1989年児童法第91条(3))。

ここで、1989年児童法により新たに導入された同法の中核的な概念である親責任についても紹介する。親責任は、1989年児童法第3条(1)により、「法により子及びその財産に関して子の親が有する全ての権利、義務、権限、責任及び権威」と定義されている。親の権利や親の権威ではなく、親責任という言葉が用いられたのは、親の地位は子を身体的にも道徳的にも適切に発達した大人になるよう育てる義務を根拠とし、かつそれによってのみ正当化できることを強調するものであると考えられている<sup>(51)</sup>。親責任の内容をリスト化することについては、異なるニーズや状況によりリストを変更せねばならず、子の年齢や成熟度、個々の事案によっても内容が変わってくるものであることから行われておらず、親責任の内容についてはこのような包括的な定義のみがおかれている<sup>(52)</sup>。

子の父母が子の出生時に婚姻しているか又はシビルパートナーシップ関

係にある場合は子の父母がそれぞれその子の親責任を有する（1989年児童法第2条（1））。子の父母が婚姻していない又はシビルパートナーシップ関係にない場合には子の母が親責任を有し（同条（2））、この場合、子の父は、1953年出生死亡登録法（Births and Deaths Registration Act 1953）の特定の条項で子の父として登録された場合、母との間で父が子に対する親責任を有する旨の合意をした場合、父の申立てにより裁判所が父が子に対する親責任を有するとの命令を出した場合にのみ親責任を取得することができる（1989年児童法第4条（1）、（1A））。また、複数の者が親責任を有することができ、子に対する親責任を有する者は、当該の子に対して他の者が親責任を獲得したことを理由に、親責任を単独で終了させることはできない（1989年児童法第2条（5）、（6））。

## （2）スーパービジョン命令

### ア 要件

子を保護するための強制的な介入が必要である場合、地方当局又は権限のある者は、裁判所に対し、指定された地方当局の監督下に置く命令（スーパービジョン命令）<sup>(53)</sup>を申し立てることができる（1989年児童法第31条（1）（b））。なお、これらの命令は、17歳に達した子（婚姻している場合には、16歳に達した子）については発することができない（同法第31条（3））。

スーパービジョン命令についてもケア命令と同様、①1989年児童法第31条（2）に規定された要件を満たすこと（初期介入段階）及び②同法第1条に照らして、スーパービジョン命令を発することが子の最善の利益にかなうこと（福祉段階）の2段階の検討を経て、発令される<sup>(54)</sup>。

### イ 効果

スーパービジョン命令が効力を有している間は、監督人（supervisor）は、①監督の下にある子（supervised child）への助言、援助を与え、親身に寄り添うこと、②命令を効果的にするために合理的に必要なと思われる対応をとること、及び③命令の完全な遵守がなされていない場合又は監督人が、

命令はもはや不要であると思料するときは、裁判所にその変更又は取消しを申し立てるかどうかの検討を行う義務を負う(1989年児童法第35条(1))。

スーパービジョン命令に基づき、子に対して、①指定した一定期間、特定の場所に居住すること、②指定した特定の日又は期間に特定の人又は場所を訪れること、③指定した特定の日又は期間に特定の活動に参加することを指示することができる(1989年児童法附則3の第2条)。

スーパービジョン命令は、原則として発令日から1年間有効であり、3年を超えない限度で延長が可能である((1989年児童法附則3の第6条(1)、(4))。

### (3) 暫定命令(interim order)

#### ア 要件

ケア命令又はスーパービジョン命令の申立ての手続において手続が延期されるか、又は裁判所が第37条(1)に基づく指示を命じる場合、裁判所は当該子に対して、暫定ケア命令又は暫定スーパービジョン命令を発令することができる(1989年児童法第38条(1))。なお、これらの命令は、17歳に達した子(婚姻している場合には、16歳に達した子)については発令することができない<sup>(56)</sup>。

裁判所は子に関する状況が第31条(2)に定められた要件を満たすと信ずべき合理的な理由がない限り、暫定ケア命令又は暫定スーパービジョン命令を発令することはできない(1989年児童法第38条(2))。

Re K 判決<sup>(57)</sup>では、暫定ケア命令の発令にあたっては、①裁判所が子に関する状況が第31条(2)に定められた要件を満たすと信ずべき合理的な理由があると認めるかどうか(1989年児童法第38条(2)に定められる暫定的初期介入(interim threshold))、②裁判所が子の安全のために即時の分離が必要と認めるかどうか、③裁判所が移動が子どもの最善の利益にかなうと認めるかどうか(1989年児童法第1条(1)及び(3)に定められる福祉分析)及び④裁判所が子を移動させることが子及び他の関係者のヨーロッパに

おける人権及び基本的自由の保護のための条約（European Convention on Human Rights）第8条の権利と釣り合いの取れた（proportionate）干渉であるかに関し、複数の選択肢の比較的分析を考慮しているかという4つの観点から検討すべきであるとの判断基準が示されている（para 35）。

#### イ 効果

暫定ケア命令については、一定の条件<sup>(59)</sup>の下で、関係者（relevant person）に対し、子が居住する住居からの立退きの要求、子が居住する住居への立入の禁止、子が居住する住居のある特定された地域からの排除の条項（除外条件）を含むことができる（1989年児童法第38A条（3））。裁判所が排除条件を含む暫定ケア命令を発令する場合、裁判所は、排除条件に命令違反があった場合の身体拘束を認める身体拘束権限（power of arrest）を付与することができる（1989年児童法第38A条（5））。

暫定命令は、その命令が定める期間効力を有するが、裁判所が1989年児童法第37条（1）に基づき子の状況等に関する調査を指示している場合で、①裁判所による第37条（4）に基づく別段の指示<sup>(60)</sup>が行われず、かつ子に対するケア命令又はスーパービジョン命令の申立てがなされない場合には、命令が発令された日から8週間の期間の満了で効力が消滅し（1989年児童法第38条（4）（da））、②裁判所が第37条（4）に基づく別段の指示を行ったが、子に対するケア命令又はスーパービジョン命令の申立てがなされない場合には、当該指示により定められた期間の満了により暫定命令の効力は消滅する（1989年児童法第38条（4）（e））。

#### （4）子に関する評価命令

##### ア 要件

地方当局又は権限のある者<sup>(61)</sup>は、裁判所が次のいずれかを満たすと認定した場合に限り、子に関する評価命令を発令することができる（1989年児童法第43条（1）、（2））。

①申立人が、当該子が重大な危害が生じると疑う合理的な理由を有する場

## 合

②子が重大な危害を受けている、又は受ける可能性があるかどうかの申立人の判断を可能とするために、子の健康や発育の状態の評価又は子の扱われ方の評価が必要とされた場合

③本条により決定がなされない場合、かかる評価ができないか又は十分でない可能性のある場合

但し、1989年児童法第43条の要件を満たすのみで自動的に子に関する評価命令を発令できるわけではなく、1989年児童法第1条(1)に基づく福祉原則及び同条(5)に基づき、命令を全く発しないよりも、命令を発した方が子にとって良い結果が得られるかを検討する必要がある。<sup>(62)</sup>

なお、原則として、子の親、当該子の親ではないが子に対して親責任を有する者、子を監護養育している他の者等に対し、子の評価に関する命令の申立ての通知がなされることが予定されている(1989年児童法第43条(11))。

## イ 効果

子の評価に関する命令が子に関して効力を有する間、子を引き渡す(produce)地位にある者には、①命令で指名された者に子を引き渡すこと及び②裁判所が命令において特定することが望ましいと判断した子の評価に関しての指示を遵守することについての義務を負う(1989年児童法第43条(6))。また、子の評価に関する命令は、命令の条件に従って評価の全部又は一部を実行するために、評価を行う者に権限を与える(1989年児童法第43条(7))。①命令において特定された指示に従う場合、②評価のために必要な場合、及び③命令において特定された期間、子を家から隔離することも可能である(1989年児童法第43条(9))。

子の評価に関する命令は、評価が開始される日を特定し、命令において特定される日から7日を超えない範囲で有効である(1989年児童法第43条(5))。

但し、親等が評価に同意すれば子の評価に関する命令は不要であることや

本命令の期間が7日とされており、一般的に子の評価を行うには短すぎると考えられること、裁判所は1989年児童法第43条による申立てを緊急保護命令の申立てとして取り扱うことができること（1989年児童法第43条（3）、（4）等の理由で、子の評価に関する命令はほとんど利用されていない。<sup>(63)</sup>

#### （5）緊急保護命令

##### ア 要件

いかなる者も裁判所に対し、子に対する緊急保護命令の発令を求めることができ、裁判所は次のいずれかを満たすと認定した場合に限り、緊急保護命令を発令することができる（1989年児童法第44条（1））。

（a）(i) 子が申立人により又は申立人に代わり提供された宿泊施設（accommodation）に移動されない場合又は (ii) 子が現在滞在する場所に留まらない場合に、そのことにより子が重大な危害を受ける恐れがあると信ずべき合理的な理由がある場合

（b）地方当局による申立てにおいて、(i) 子に関して第47条（1）(b) に基づく調査が行われており、(ii) 面会をを求める権限を付与された者<sup>(64)</sup>に対し、子との面会が合理的な理由なく拒否されることにより調査が妨げられ、かつ申立人が子との面会が緊急事項として必要であると信ずべき合理的な理由を有する場合

（c）権限を付与された者によりなされた申立てにおいて、(i) 申立人が、子が重大な危害を受け、又は受ける可能性があると疑う合理的な理由を有している場合、(ii) 申立人が子の福祉に関する調査をしている場合、及び (iii) 面会をを求める権限を付与された者に対し、子との面会が合理的な理由なく拒否されることによって調査が妨げられ、かつ申立人が子との面会が緊急事項として必要であると信ずべき合理的な理由を有する場合

但し、1989年児童法第44条（1）の要件を満たすのみで自動的に緊急保護命令を発令できるわけではなく、1989年児童法第1条（1）に基づく福祉原則及び同条（5）に基づき、命令を全く発しないよりも、命令を発した方が

子にとって良い結果が得られるかを検討する必要がある。<sup>(65)</sup>

### イ 効果

緊急保護命令は、①子を申立人に引き渡すよう求めるいかなる要求にも従うべき立場にある者に対する指示としての効力を有し(1989年児童法第44条(4)(a))、②(i)申立人により又は申立人に代わり提供された宿泊施設に子をいつでも移動し、そこに留めること、又は(ii)命令が発令される直前に当該子が滞在した、病院その他の場所からの子の移動を阻止することについての権限を与え(同条(4)(b))、③当該子に対する親責任を申立人に与える(同条(4)(c))。

なお、1989年児童法第44条(4)(b)に基づいて権限を行使する者による子の移動又は移動の阻止を意図的に(intentionally)妨害した者は有罪となり、微罪犯としてthe standard scale<sup>(66)</sup>3段階を超えない罰金刑に処せられる(1989年児童法第44条(15)、(16))。

緊急保護命令についても、一定の条件<sup>(67)</sup>の下で、関係者に対し、子が居住する住居からの立退きの要求、子が居住する住居への立入の禁止、子が居住する住居のある特定された地域からの排除の条項(除外条件)を含むことができる(1989年児童法第44A条(3))。裁判所が排除条件を含む緊急保護命令を発する場合、裁判所は、排除条件に身体拘束権限を付与することができる(1989年児童法第44A条(5))。

緊急保護命令は、命令で定め得る8日を超えない期間、効力を有する(1989年児童法第45条(1))。緊急保護命令の結果として親責任を有し、子に対するケア命令を申し立てる権限を付与されている者は、裁判所に対し、緊急保護命令の延長を申し立てることができ(1989年児童法第45条(4))、裁判所は、一度に限り7日間を超えない適当と考える期間、緊急保護命令を延長することができる(1989年児童法第45条(5)、(6))。

### (6) 警察保護

警察官(constable)は、子が重大な危害を受ける恐れがあると信ずるべ

き合理的な理由がある場合、子を適切な宿泊施設に移動させて留めるか、又は当該子が現在滞在している病院その他の場所からの移動を阻止することを確保するために合理的な対応をとることができる（1989年児童法第46条（1））。第46条に基づいて警察官がその権限を行使した子は、警察保護に引き取られた子（having been taken into police protection）とされる（同条（2））。子が警察保護された場合、警察官は実務上合理的な限り速やかに、子が発見された地域の地方当局や親、理解能力があると思われる場合には当該子に対して、当該子に関して取られた措置、その理由、今後取られる措置に関して知らせたり、指名警察官（officer designated）による当該事例の調査を保証したりする必要がある（同条（3）、（4））。

警察保護は72時間以内に限って認められ（1989年児童法第46条（6））、子が警察保護に置かれている間、指名警察官は適当な当局に代わって、当該子に対する緊急保護命令を発令するよう申し立てることができる（1989年児童法第46条（7））。警察保護においては、警察官や指名警察官が親責任を得るわけではなく、指名警察官は、（とりわけ子がケアされる期間の長さを考慮して）子の福祉の保護又は増進のために、事案に関する諸般の事情に照らして合理的であることを行うことができるにすぎない（1989年児童法第46条（9））。

1989年児童法には、警察保護の際の立入権限に関する規制はないが、子の迅速な保護を確保するために必要な場合には、同法第46条の権限と共に、警察官が生命及び身体を救護するために必要な権限を付与している1984年警察・刑事証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984）第17条（1）（e）<sup>(68)</sup>等を利用して、家屋内に立ち入ることができる<sup>(69)</sup>。但し、児童保護のための協働作業では、「警察の権限は、緊急事態において必要な場合に限り行使することができ、可能な限り、親又は養育者から子を分離する決定は裁判所によってなされるべきである。」と規定されている（Chapter 2, para 28）。

#### 第4節 児童に対する心理的虐待についての判例

イギリスの判例において、1989年児童法に基づく強制的な保護がなされた事案は、ほとんどが心理的虐待に加え、身体的虐待又は性的虐待も行われているケースであり、心理的虐待のみを問題としている事案はごく少数にとどまっている。しかし、その中で、Re B判決は、子の将来の心理的又は精神的危害のリスクに焦点があてられた事案であり、本稿において心理的虐待を中心とした被虐待児保護のための判断枠組みを検討するうえで参考となると考えたことから、以下で紹介する<sup>(71)</sup>。

本判決の対象となった3歳のAは、2010年4月、母Mと父Fの子として生まれたが、両親によるケアが不適切であるとの地方当局の懸念に基づく申立てによる暫定ケア命令の発令により、生後間もなく里親のケアに付された。

Aの両親については、次のような事情があった。母Mは彼女の継父との間に子をもうけたうえ、何度も中絶を繰り返す等、長期間にわたり継父から虐待を受けていた。Mは、詐欺罪で有罪判決を受けたことがあり、当該裁判の際に虚偽の主張による司法妨害も行ったとされている。また、Mは、第一審の審理の過程で、身体化障害(somatisation disorder)に加えて、症状の意図的な誇張又は捏造及び虚偽の病歴を主張する等の精神疾患を内容とする虚偽性障害(factitious disorder)を有していると診断された。一方、父Fは、1980年から2008年までの間に、強盗罪や薬物関連罪を含む52の罪を犯し、成年後、15年間服役していた。

M及びFは、Aが暫定ケアにある間、Aを頻繁に訪ね、良い関係を築いており、Aに対する確実な献身(commitment)を示していた。

しかし、第一審裁判官は、Aが両親の下で養育された場合、Aが不必要な治療を受けさせられる可能性があり、また母Mの行動を真似て育つかもせず、少なくともMの不正直な説明と実世界との違いに困惑するであろうと考えた。また、これらのリスクを避けるためには、多機関のプログラムによる監督と支援が必要であるところ、Aの両親はソーシャルワーカーやその他の

専門家に対し、不誠実、操作的、敵対的であった。

そこで、第一審裁判官は、子への危害の恐れを避けるためには、Aを養子縁組して養育することが唯一の実行可能な選択肢であり、Aに対しケア命令を発令することがやむを得ないと判断した。控訴院（Court of Appeal）もこの判決を支持したため、両親が最高裁判所（Supreme Court）に上告し、これに対する判断がRe B判決である。

本判決では、以下のような検討を行った結果、4対1の多数により、上告が棄却されている（なお、Lady Hale 裁判官による反対意見が付されている<sup>(72)</sup>）。

- 裁判所がケア命令を発令するにあたっては、「(a) 当該子が重大な危害を受け又は受ける恐れがある場合において、(b) その危害又は危害の恐れが (i) 命令が下されない場合に当該子に与えられるケア又は与えられるであろうケアが、当該子に対して親が与えるよう合理的に期待されるようなケアには当たらないこと又は (ii) 当該子が親のコントロールを超えていることに起因するものと認められる」との1989年児童法第31条（2）により定められた基準を満たすと判断する必要がある（para 23, 177）。
- 重大な危害の「恐れ」とは、それが起こるという現実的な可能性にすぎないことを意味するが、その効果に対する結論は、事実又は優越的蓋然性（balance of probabilities）により立証された事実に基づいていなければならない。「危害」とは、不適切な取扱い若しくは健康又は発達の侵害を意味し、発達には精神的な発達が含まれる（para 24, 178）。「不適切な扱い」は絶対的な概念であるのに対し、「健康又は発達の侵害」は、類似の子について合理的に期待できる健康及び発達との関係での相対的な概念である（para 25, 178）。
- 何が「重大な危害」を構成するかを敷衍することはあまり役に立たないと考えられるが、必要とされる危害の重大度は、危害の恐れと逆相関し

ており、すなわち、危害が発生する可能性が低いほど、危害がより重大である必要があり、危害がそれほど重大でない場合には、より危害が発生する可能性が高い必要がある (para 56, 188)。

- 危害の恐れは、Aの両親の育児行為というよりもAの両親の特質に起因するものである。本件では、第一審裁判官が、両親の不十分性によるAへの潜在的な感情的（そして身体的な）危害のみではなく、両親（特に母M）が、Aが被る可能性のある危害のリスクや影響を軽減するためにAにアクセスする必要がある専門家を妨害する可能性が非常に高いという事実を懸念していたという点が重要である。本件の状況においては、Aが直面すると考えたリスクに照らし、裁判官が1989年児童法第31条（2）の基準を満たすと合理的に結論づけることができる不適切な養育に相当するといえる (para 71)。
- 1989年児童法第31条（2）の基準を満たすと判断した場合であっても、裁判官が子の利益を保護するために必要と考えた場合にのみケア命令を発令すべきであり、Aの両親の希望に反する養子縁組がなされるような本件のようなケースでのケア命令は最後の手段である (para 74, 76)。
- Aの両親の性格やMの精神医学的状态に関連して、両親の養育の下では、結果的にAの精神的発達への侵害に苦しむ現実的な可能性をもたらす多くの特徴があり、Aの精神的福祉や精神的発達が著しく害される十分な恐れがあることは明らかである。また、精神的な危害が身体的な危害に比べて重大でないことを示す根拠は存在しない。ケア命令を下すための1989年児童法第31条（2）の基準が満たされているだけでなく、そのような命令が適切であるという結論に至った本件の一つの主な特徴は、Aの両親が自宅でのAの安全のために必要とされる専門家に対し、基本的な協力を提供できなかったことにあった。本件では、裁判所が①当局による援助と支援がなければ、両親はAに対する責任を果たさないこと、②その結果、Aに危害を加える重大なリスクがあること、そして重

要なこととして、③当局によるそのような不可欠な援助と支援の提供を両親がひどく妨害することを認め、Aの将来にとって養子縁組が唯一の実行可能な選択肢であると判断し、上告を棄却する（para 48, 106, 132）。

#### 第5節 懲戒（discipline）<sup>(73)</sup>

イギリスにおいては、上記のとおり、親責任の内容について包括的な定義しかおかれておらず、明文上具体的な内容は定められていないが、親責任に含まれると考えられる事項の一つとして子を懲戒（discipline）する権利が含まれると解されている<sup>(74)</sup>。

イギリスでは、1860年の R v Hopley 判決により、親責任を有する者に対して、子の不道徳を矯正する目的で子に対して適度（moderate）で合理的（reasonable）な体罰（corporal punishment）を行うことが認められ、<sup>(75)</sup> コモンロー上、親責任を有する者又は親代わりの者（in loco parentis）による子に対する適度で合理的な体罰は合法とされてきた<sup>(76)</sup>。その後、1933年児童・青少年法第1条（7）が、16歳未満の者に対する虐待罪は、親又は適法に統制（control）又は監督（charge）するその他の者が有する、青少年に対し罰を与える権利に影響を及ぼすものと解釈されてはならないと規定し、<sup>(77)</sup> 上記のコモンロー法上の合理的な体罰を行う権利に法的根拠が与えられた。なお、体罰については、主として子に対する身体的虐待が念頭に置かれてきたが、次節で説明するとおり、2015年重犯罪法（Serious Crime Act 2015）による法改正により、現在では心理的虐待も16歳未満の者への虐待罪の処罰対象となっている。

上記のとおり、イギリスでは親責任を有する者又は親代わりの者による合理的な体罰が正当化事由とされていたが、1990年代以降に、<sup>(78)</sup> 教師、児童養護施設等に認められていた体罰が禁止されるようになったことやイギリスで起きた親の体罰に関する1990年の欧州人権裁判所の判決（A v United Kingdom 判決）<sup>(80)</sup>等を背景として、子どもに対する体罰を認めることは道徳

的に間違っており、体罰はすぐに悪化し虐待につながり得るものであること等を理由として、「合理的な体罰」の抗弁を認める立場を改める機運が高まった<sup>(81)</sup>。A v United Kingdom 判決は、継父が庭仕事用の棒 (garden cane) で9歳の息子を複数回殴打し、身体的危害を生ぜしめた暴行 (assault) により起訴され、継父は、殴打したこと自体は争わないものの、息子は親や学校のしつけを受けつけない扱いにくい少年であったことを理由として、殴打は必要かつ合理的であったとして、「合理的な体罰」の抗弁を申し立て (para 9-10)、陪審員が無罪評決を下したため (para 11)、息子が欧州人権条約第3条その他の条項違反を理由に欧州人権委員会に申立てを行った事案である (para 16)。欧州人権委員会は全員一致で欧州人権条約第3条違反を認める意見を述べ (para 17)、事件は欧州人権裁判所に付託され、審理が行われた。欧州人権裁判所は、不適切な扱いが欧州人権条約第3条の射程に含まれるためには、過酷さの最低限のレベル (minimum level of severity) に達している必要があるとし、その判断において、虐待の性質や状況、期間、身体的・精神的影響、(場合により) 被害者の性別、年齢、健康状態等を考慮するべきであると述べたうえで、本件での体罰は欧州人権条約第3条が禁止する過酷さの最低限のレベルに達していると判示した (para 20-21)。そして、欧州人権裁判所は、イギリス法は欧州人権条約第3条違反の取扱いや刑罰に対して申立人に適切な保護を与えておらず、イギリス政府もその法律が現在児童に対して適切な保護を与えておらず、改正の必要があることを認めていると述べ、本件状況の下では、適切な保護を与えていなかったことが欧州人権条約第3条違反となると結論付けた (para 24)。

しかし、イギリス政府は、1998年人権法 (Human Rights Act 1998) 第2条により、裁判所は欧州人権裁判所の判決を考慮しなければならないことから、法改正の必要はないとの見解を示した<sup>(82)</sup>。これに対し、2002年、国連児童の権利委員会 (UN Committee on the Rights of the Child) がイギリス政府に、合理的な体罰 (reasonable chastisement) の抗弁を削除し、家庭

等における一切の体罰を禁止する立法を行うよう勧告し、<sup>(83)</sup> 下院保健委員会（House of Commons Health Committee）がイギリス政府に、「ますます異常（anomalous）になっている合理的な体罰の抗弁」を廃止するように強く求め<sup>(84)</sup>る等、批判がなされた。

これを受けて、イギリス政府は、2004年児童法において、重傷害（grievous bodily harm）罪、意図的な重傷害罪、傷害罪、16歳未満の者への虐待罪に関し、イングランドで行われた子に対する暴行（battery）は、合理的な体罰を理由として正当化されず（2004年児童法第58条（1）、（2））、民事責任も免れない（同条（3））ことを明示した。しかし、一般暴行罪については依然として合理的な体罰の抗弁の申立てが可能とされてお<sup>(85)</sup>り、実際の身体的危害を生じさせない暴行（一般的には、跡を残さない程度に叩くことと解<sup>(86)</sup>されている）であれば、合理的な体罰として許容される余地が残っている。なお、スコットランド及びウェールズでは、近年、全ての犯罪から合理的な体罰の抗弁を撤廃する法律が成<sup>(87)</sup>立し、体罰が完全に禁止されたことから、イン<sup>(88)</sup>グランドがこれに続くのが注目されている。

## 第6節 児童虐待への刑事規制

1933年児童・青少年法（Children and Young Persons Act 1933）第1条<sup>(89)</sup>（1）では、16歳未満の児童又は青少年に対して責任を有する16歳以上の者が、健康に対する不必要な苦痛又は傷害（injury）（苦痛や傷害が身体的性質を有するか又は精神的性質を有するかを問わない）をもたらしような態様で、当該児童又は青少年を故意に（wilfully）暴行し、（身体的又はその他の方法による）不適切な扱いを行い、ネグレクトし、遺棄し若しくは置き去りにしたとき、又は暴行、（身体的又はその他の方法による）不適切な扱い、ネグレクト、遺棄若しくは置き去りをさせ、若しくは周旋した場合には、有罪となり、正式起訴による場合は、14年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科に処されうると規定<sup>(90)</sup>されている。

上記下線部は、2015年重犯罪法第66条により、1933年児童・青少年法第1条が改正された際に追加されたものであり、本改正の最も重要なポイントは、身体的な虐待に加えて、心理的な虐待も疑う余地なく1933年児童・青少年法第1条の対象となることが明記されたことにあると解されている。<sup>(91)</sup>

本改正前には、1981年の R v Sheppard 判決<sup>(92)</sup>において、子を「ネグレクト」することは、行動することを怠ること、子のニーズへの十分な提供をしないことであり、1933年児童・青少年法第1条の文脈では、精神的、教育的、道徳的又は感情的なニーズではなく、身体的ニーズを指すとの判示がなされていたこと<sup>(93)</sup>から、当時の1933年児童・青少年法は非身体的危害を示し得る精神錯乱 (mental derangement) が対象とされているものの、身体的危害にしか適用されておらず、非身体的な性質のネグレクトは、子にとってそれがいかに有害であり、その結果が継続するものであったとしてもイギリスにおいて犯罪とはされていないと批判されていた。<sup>(94)</sup>

本改正の経緯について、以下で簡単に紹介する。

2012年に慈善団体である「子のためのオークション (Auction for Children)」は、1933年児童・青少年法は、同法導入後80年の間に進化してきた養育や児童保護に関する社会の理解及びネグレクトを児童虐待の一形態と考える社会の認識に追いつく必要があると主張し、同法が、子どもの非常に基本的な身体的ニーズを保護することのみを目的としており、子どもの精神的及び発達のニーズや、子どもを権利を有する個人と考える現在の認識を反映していないと批判した。<sup>(95)</sup>そして、同団体は2013年に、1933年児童・青少年法第1条に代わる罪として、とりわけ非身体的危害を含むネグレクトされた子どもに対するあらゆる危害を含む子どもへの不適切な関わりに関する罪を創設することを提案した。<sup>(96)</sup>

一方で、政府は、2012年6月25日、子のネグレクトの定義に関し、1933年児童・青少年法第1条改正の予定はないと述べる等、<sup>(97)</sup>1933年児童・青少年法第1条の改正について消極的であった。その後、2013年2月25日、政府は、

「1933年児童・青少年法の文言の一部は時代遅れとみなされる可能性がある」と認識している。しかし、裁判所は現代の状況に照らして犯罪の要素を解釈しているものと理解しており、子どもサービス局長協会（Association of Directors of Children's Services）は犯罪定義の修正が必要とは考えておらず、またイギリス検察庁（Crown Prosecution Service）も検察官が1933年児童・青少年法第1条の適用に際し困難に直面したとは考えていないものと認識している。しかし、既存の法律がどれほど効果的に機能しているかについての新たな証拠<sup>(98)</sup>について引き続き把握<sup>(99)</sup>していく。」との見解を示し、2013年10月、Damian Green（当時の警察・刑事司法及び被害者担当大臣（内務省兼任）<sup>(100)</sup>）が既存の児童虐待に対する犯罪の妥当性を調査するために関連する専門家とターゲットを絞った協議を行うよう指示した。<sup>(101)</sup>

2014年6月4日の女王演説（Queen's Speech）において、子どものネグレクトの問題に取り組むために2015年重犯罪法案が提出される旨が宣言され、2015年重犯罪法案は、最も脆弱な子どもたちの保護に役立てることを企図して、児童虐待の犯罪が心理的なネグレクト及び精神的危害の最も深刻なケースを含むことを確実にし、子に精神的危害を加える可能性のある虐待が犯罪であることを明示するものとなる<sup>(102)</sup>ことが示された。

最終的には前述のとおり、2015年7月1日に施行された2015年重犯罪法の第66条により、1933年児童・青少年法第1条に上記下線部が追加されることとなったが、2015年重犯罪法案の審議過程で、不適切な扱いの外延は非身体的虐待に関するものも含むと考えられ、不適切な扱いに「身体的又はその他の方法による」との文言を付記する本改正は、単にこのことを明示するものにすぎないとの見解が内務省政務次官（Parliamentary Under-Secretary（Home Office））であったベイツ卿により示されている<sup>(103)</sup>こと等をふまれば、イギリス政府は、本改正について刑事法の対象行為を広げる影響を与えるものではなく、従前の取扱いを明文化したにすぎないと考えていたようである。<sup>(105)</sup>

なお、前節のとおり、16歳未満の者に対する虐待罪について、合理的な体罰の抗弁を認めていた1933年児童・青少年法第1条(7)は、2005年に2004年児童法第58条(5)により完全に廃止されたことから、現在では児童虐待で起訴された者は、彼らの行為が子に対する合法的な懲戒であるとの抗弁を主張することはできなくなっている<sup>(106)</sup>。

### 結びにかえて

日本では、子の一時保護の決定、実行等は児童相談所の責務とされており、家庭裁判所が関与する場面は、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の入所措置承認、親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判の場面に留まっており、児童相談所に与えられている権限が大きい。

一方、イギリスでは、子を保護するための強制的な介入が必要である場合、裁判所において、ケア命令、スーパービジョン命令、暫定命令、子の評価命令、緊急保護命令等の発令の判断が行われることとなっており、裁判所が発令する豊富な種類の命令を警察保護が補完しながら、柔軟な対応がなされている。そして、イギリスでは、裁判所の司法上の権限、地方当局の行政上の権限、警察の権限が明確に区別され、それぞれの機関の役割分担に応じて個別の事例に適切に対処する仕組みが取られており、日本法にとっても大変参考になろう。

心理的虐待は、子の心を傷つけ、その成長・発達に長期間にわたり、深刻かつ重大な悪影響を与える可能性があるものであること、心理的虐待が身体的虐待に発展していく可能性も大きいこと、Re B判決が述べているように、精神的な危害が身体的な危害に比べて重大でないことを示す根拠は存在しないこと、イギリスでは、16歳未満の者に対する虐待罪に、身体的な虐待に加えて、心理的な虐待が含まれていること等に鑑みれば、心理的虐待をその他の虐待と区別すべきではなく、同じ判断枠組みを用いて検討していくべきであると考えられる。

まず、日本において、児童相談所による適切な介入が出来ておらず、結果的に児童虐待死を招いてしまった凄惨な事件が後を絶たないことに鑑みれば、現在児童相談所の権限となっている一時保護についても、イギリス法における警察保護や緊急保護命令を参考に、制度設計を見直すことが望ましいように思われる。

また、日本法上、親子の分離をもたらす親権喪失、親権停止、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の入所措置承認等の審判では、裁判所において子の福祉又は子の利益を害するかという判断が行われることとなるが、この際、イギリスの裁判所がケア命令又はスーパービジョン命令の発令にあたり行っているアプローチ、すなわち、1989年児童法第31条（2）の要件（①子に対する重大な危害又は危害の恐れがあること及び②その危害又は危害の恐れが（i）命令がなされなければ、当該子に対して親が与えるよう合理的に期待されるようなケアがなされないこと、又は（ii）当該子が親のコントロールを超えていることに起因するものと認められること）を検討する「初期介入段階」と、命令を発することが子の最善の福祉にかなうかという「福祉段階」の2段階で検討するという手法が一つの道標として参考となるように思われる。具体的には、初期介入段階において、子に対する危害の内容、程度等について、客観的な分析を行うとともに、福祉段階においては、1989年児童法第1条（3）の福祉チェックリストにあげられている、①子の希望や感情、②子の身体的、精神的及び教育的ニーズ、③子の状況の変化の影響、④子の年齢、性別、背景等の特徴、⑤子が受けた危害又は受ける恐れがある危害、⑥父母等の養育能力の程度、⑦裁判所の権限の範囲及び Re B 判決が着目した⑧当局等による援助や支援への妨害の有無等といった事情を総合的に考慮し、命令を発することが子の最善の福祉にかなっているかを検討することにより、子の利益を中心としたチルドレン・ファーストの判断を行うことが望ましいのではないかと考える。

- (1) 厚生労働省「令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)」1頁<<https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf>> [最終アクセス2022/10/10]。
- (2) 厚生労働省・前掲1) 4頁。
- (3) 佐柳忠晴『児童虐待の防止を考える—子の最善の利益を求めて—』(三省堂、2017) 99頁。
- (4) 佐柳忠晴・前掲3) 99~102頁、衆議院『青少年問題に関する特別委員会議録』(平成12年3月23日~平成19年4月26日) 参照。
- (5) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課『子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)』(2013) 2~3頁。
- (6) なお、親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきとされている。
- (7) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課・前掲5) 4頁。
- (8) 地方自治法第153条第2項に基づき、各都道府県知事の制定する規則で児童相談所長に都道府県知事の権限が委任されていることが一般的である。
- (9) 保護者への出頭要求を行い、要求に応じない場合に、立入調査を行うこともでき(児童虐待防止法第8条の2)、また保護者が正当な理由なく立入調査を拒否、妨害、忌避した場合には、再出頭要求を行うこともできる(同法第9条の2)。
- (10) 佐柳忠晴・前掲3) 91頁
- (11) 佐柳忠晴・前掲3) 119頁。
- (12) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課・前掲5) 124、132~134頁。
- (13) 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通達『児童福祉法の一部を改正する法律〔第21次改正〕等の施行について』通知(昭和36年6月30日) 第三。
- (14) 同法第32条第1項により、児童相談所長に委任されていることが一般的である。
- (15) 厚生労働省『一時保護の手続等に関する基礎資料集』(2022) 14頁<<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000742622.pdf>> [最終アクセス2022/10/10]。
- (16) 公開されている審判例のうち、心理的虐待に基づき児童福祉法第28条に基づく施設入所の承認がなされたと整理できるケースは、基本的には加害者が当該子の母や兄弟等に対する暴力を行っているのを目撃していたというものである。本稿で紹介している審判例以外に加害者が当該子の兄弟に対する暴力を行っているのを目撃

しており、心的外傷を受けたことが推認される又は外傷後ストレス障害に発展する可能性が高いとして、児童福祉法第28条に基づく施設入所措置を承認したケースとして、東京家庭裁判所平成20年7月14日審判、福岡家庭裁判所小倉支部平成11年12月1日審判等がある。

- (17) なお、事案の詳細は不明であるものの、家庭内暴力に関連しない心理的虐待のケースとして、中学校2年生の被害児童に対し、父母が小学校3年生の頃から長期にわたり心理的な虐待を行い、強度の精神的ストレスを与え、チック症状、失禁、無気力、おびえ、四肢機能障害、姿勢異常等の精神・運動機能の重大な退行症状が出ているケースで親権の執行の停止がなされた審判例（東京家庭裁判所平成6年12月26日審判）があるようである（横浜弁護士会子どもの権利委員会『児童虐待に関する家事審判の分析（研究用資料）』（2005）37、167頁参照）。
- (18) 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」『体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～』（令和2年）5頁<<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>>。
- (19) 厚生労働省・前掲18）6頁。
- (20) 民法（親子法制）部会資料25-2 補足説明（2022）1～2頁。なお、本稿脱稿後、『民法（親子法制）等の改正に関する要綱案』に基づき、懲戒権の削除及び「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の禁止を盛り込んだ民法等の一部を改正する法律が2022年12月10日、参議院本会議で可決、成立した。
- (21) 民法（親子法制）部会・前掲20）3頁。
- (22) 児童福祉法第34条が禁止しているのは、以下の行為である。
- ① 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
  - ② 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
  - ③ 公衆の娯楽を目的として、満15歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
  - ④ 15歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
  - ④-2 児童に午後10時から午前3時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為
  - ④-3 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満15歳に満たない児童を、当

該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項の接待飲食等営業、同条第6項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為

- ⑤満15歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
  - ⑥児童に淫行をさせる行為
  - ⑦前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知って、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知って、他人に児童を引き渡す行為
  - ⑧成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為
  - ⑨児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為
- (23) Polly Morgan, "FAMILY LAW", (2021), Oxford University Press, at p.706.
- (24) Ibid, at p.707.
- (25) Nigel Lowe et al., "Bromley's Family Law 12th ed.", (2021), Oxford University Press, at p. 628.
- (26) Ian Butler & Mark Drakeford, "Scandal, social policy and social welfare", (2005), Policy Press, at pp.84-85.
- (27) Nigel Lowe et al., supra note 25, at p. 628.
- (28) Ibid.
- (29) Polly Morgan, supra note 23, at pp.709-710.
- (30) Nigel Lowe et al., supra note 25, at p. 628.
- (31) Nigel Lowe et al., supra note 25, at p. 629.
- (32) 2016年4月より、1989年児童法第三章はイングランドのみに適用され、ウェールズでは、2014年ソーシャル・サービス及びウェルビーイング（ウェールズ）法（Social Services and Well-being (Wales) Act 2014）が適用されている（1989年児童法第16B条、The Social Services and Well-being (Wales) Act 2014 (Consequential Amendments) Regulations 2016第57条（1））。
- (33) Polly Morgan, supra note 23, at pp.710-711.
- (34) Nigel Lowe et al., supra note 25, at p. 629.
- (35) Ibid.

- (36) 町野朔ほか編『児童虐待と児童保護—国際的視点で考える—』（上智大学出版、2012）63～64頁。
- (37) 本章では、特段の断りがない限り、“Working Together to Safeguard Children: A guide to inter-agency working to safeguard and promote the welfare of children”（2018）, <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/942454/Working\\_together\\_to\\_safeguard\\_children\\_inter\\_agency\\_guidance.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/942454/Working_together_to_safeguard_children_inter_agency_guidance.pdf)>, [2022/10/10] を参照している。
- (38) HM Government, “Working Together to Safeguard Children: A guide to inter-agency working to safeguard and promote the welfare of children”, (2018), at p.8.
- (39) 峯本耕治『子どもを虐待から守る制度と介入手段—イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題』（明石書店、2001）13頁。
- (40) グルーミングとは、一般に、性的行為を目的として、子どもに近づいて信頼関係を結び、罪悪感や羞恥心を利用して、子を手なづける行為をいう。
- (41) 本節の記載については、許末恵『イギリスにおける児童虐待の法的対応』家族〈社会と法〉17号（2001）129～139頁、法務省ホームページ「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書等の公表について」のうち久保野恵美子『海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）』（2010）19～30頁 <<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji191.html>> [最終アクセス2022/10/10]、床谷文雄ほか編『親権法の比較研究』（日本評論社、2014）26～27頁、大久保香織ほか『英国における児童虐待防止制度の実情について』家月61巻8号（2009）52～89頁、町野朔ほか編・前掲36）69～88頁参照。また、1989年児童法の翻訳について、英国保健省編、林茂男ほか監訳『英国の児童ケア：その新しい展開』（中央法規出版、1995）、外務省ホームページ「ハーグ条約関連資料」のうち、英国（イングランド・ウェールズ）子ども法 <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22\\_001672.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22_001672.html)> [最終アクセス2022/10/10] 参照。
- (42) Polly Morgan, *supra* note 23, at p.748.
- (43) HM Government, *supra* note 38, at pp.38-53.
- (44) 峯本耕治・前掲39）191～193頁参照。
- (45) 権限を付与された者とは、NSPCC 及びその職員並びに国務大臣の命令によって権限を付与された個人及び団体の職員をいう（1989年児童法第31条（9））。
- (46) 1989年児童法第31条（2）に規定された要件を満たしたとしても、さらに同法

第1条を満たしていない場合には命令の付与が認められないことから、1989年児童法第31条は「許容要件 (thresholds criteria)」であるとされている(許末恵・前掲41) 132頁)。“thresholds”は、一般に、閾値や入口を意味する用語であるが、1989年児童法第31条(2)は、強制介入を許容するためにクリアすべき第1段階目の基準を示したものであると考えられることから、本稿では、このような趣旨を示すものとして、“threshold stage”の訳語を「初期介入段階」とした。

- (47) Polly Morgan, *supra* note 23, at pp.772-773.
- (48) *Re B (a child) (care order: proportionality: criterion for review)* [2013] UKSC 33.
- (49) *HUMBERSIDE COUNTY COUNCIL v B* [1993] 1 FLR 257.
- (50) Polly Morgan, *supra* note 23, at p.792.
- (51) Lord Mackay, “Perceptions of the Children Bill and beyond”, (1989), *New Law Journal*, at p.505.
- (52) Nigel Lowe et al., *supra* note 25, at p. 440.
- (53) 権限を付与された者とは、NSPCC 及びその職員並びに国務大臣の命令によって権限を付与された個人及び団体の職員をいう(1989年児童法第31条(9))。
- (54) Polly Morgan, *supra* note 23, at pp.772-773.
- (55) 裁判所は、ケア命令又はスーパービジョン命令を下す際に、1989年児童法第37条(1)に基づいて、命令の必要性を判断するために子の状況等に関する調査を関係機関に指示することができる。
- (56) *Re Q (Child: Interim Care Order: Jurisdiction)* [2019] EWHC 512 (Fam), at para 28.
- (57) *Re K (children)* [2014] EWCA Civ 1195.
- (58) 安全には、身体的な安全と精神的な安全の双方が含まれると解される(para 37 参照)。
- (59) 当該子に関する状況が、1989年児童法第31条(2)(a)及び(b)(i)に規定されたものと同様であると信じる合理的な理由があると認定して、裁判所が当該の子に関して暫定ケア命令を発令する場合であって、①関係者が、子が居住する住居から排除されると、子へ与えている又は与える可能性のある重大な危害が止まると信じる合理的な理由があること、②通常期待できる親による子の監護養育を子に与えることができる、又は与えようとする同居する者(当該子の親か否かを問わない)がいること、③当該同居する者が除外条件を含むことに同意することという条件が

- 満たされた場合と定められている（1989年児童法第38A条（1）、（2））。
- (60) 裁判所が別段の指示をしない限り、指示の日から8週間の期間満了までに裁判所に対する情報提供がなされなければならないとされている（1989年児童法第37条（4））。
- (61) 1989年児童法第31条と同義、すなわち NSPCC 及びその職員並びに国務大臣の命令によって権限を付与された個人及び団体の職員をいう（1989年児童法第43条（13））。
- (62) Nigel Lowe et al., supra note 25, at pp. 659–660.
- (63) Polly Morgan, supra note 23, at p.749.
- (64) 「権限を付与された者」とは、1989年児童法第31条と同義、すなわち NSPCC 及びその職員並びに国務大臣の命令によって権限を付与された個人及び団体の職員をいう（1989年児童法第44条（2）（a））。また、「面会を求める権限を有する者」とは、地方当局による申立ての場合には、当該地方当局の職員又は当該地方当局の代わりに当該調査に関して行動する権限を地方当局により与えられた者若しくは（ii）権限ある者による申立ての場合には、その者をいう（1989年児童法第44条（2）（b））。
- (65) Nigel Lowe et al., supra note 25, at p. 655.
- (66) 2020年量刑法（Sentencing Act 2020）第122条に規定されるもので、上限1000ポンドの罰金を言う。
- (67) 当該子に関する状況が、①1989年児童法第44条（1）（a）、（b）又は（c）で規定された事項を認定した上で裁判所が当該子に対して緊急保護命令を発令する場合であって、②第44条（1）（a）に規定される原因により発令された場合、第44条（1）（a）（i）により子が移動しない又は第44条（1）（a）（ii）により留まらないとしても子が重大な危害を受ける可能性がないこと、若しくは第44条（1）（b）又は（c）に規定される原因により発令された場合、調査への妨害が停止すると信じる合理的な理由があること及び③通常期待できる親による子の監護養育を子に与えることができる、又は与えようとする同居する者（当該子の親か否かを問わない）がおり、当該同居する者が除外条件を含むことに同意することという条件が満たされた場合と定められている（1989年児童法第44A条（1）、（2））。
- (68) 1984年警察・刑事証拠法第17条（1）（e）は、警察官が人の生命若しくは身体を救護し、又は財産に対する重大な損害を防止する目的で家屋に立入り、捜索を行うことができると規定している。

- (69) Home Office, The duties and powers of the police under The Children Act 1989 (Home Office circular 017 / 2008), (2008), at para 19.
- (70) HM Government, supra note 38, at p.66.
- (71) 英国最高裁判所による本判決の Press Summary <<https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2013-0022-press-summary.pdf>>, [2022/10/10] 参照。
- (72) Lady Hale による反対意見は、A が両親からまだ何ら危害を受けているわけではなく、たとえ本件が1989年児童法第31条(2)に定められた基準を超えるのに十分であるとしても、他に何も試みられなかったときに、「他に何もできない」と判断することはできず、養子縁組がAのための最も安全な解決策であるとしても、リスクに対する比例した対応ということは誤っていると述べ、上告を認め、本件を差し戻すべきであると述べている。
- (73) 本節及び次節の記載については、許末恵・前掲41) 124~127頁、岩井宣子編『ファミリーバイオレンス【第2版】』(尚学社、2010) 239~259頁参照。
- (74) Polly Morgan, supra note 23, at p.498.
- (75) R v Hopley [1860] 2F& F 202, at p.206.
- (76) Nigel Lowe et al., supra note 25, at p. 451.
- (77) House of Commons Library, “Calls for reform of the criminal law on child neglect”, (2014), at p.4, <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06372/SN06372.pdf>>, [2022/10/10].
- (78) 体罰の権利は教師にも与えられていたが、1998年学校水準及び枠組法(School Standards and Framework Act 1998) 第131条により改正された1996年学校教育法(Education Act 1996) 第548条(1)により、教師による一切の体罰が禁止された。
- (79) The Children’s Homes Regulations 2001 第17条(5)(a)、The Children’s Homes (Wales) Regulations 2002第17条(5)(a)。
- (80) A v United Kingdom [1999] 27 EHRR 611.
- (81) Nigel Lowe et al., supra note 25, at pp. 451-452.
- (82) Nigel Lowe et al., supra note 25, at p. 452.
- (83) Joint Committee on Human Rights, “The UN Convention on the Rights of the Child: Tenth Report of Session 2002-03”, (2003), at p.88, <<https://publications.parliament.uk/pa/jt200203/jtselect/jtrights/117/117.pdf>>, [2022/10/10].
- (84) House of Commons Health Committee, “The Victoria Climbié Inquiry

Report: Sixth Report of Session 2002-03”, (2003), at para 55, <<https://publications.parliament.uk/pa/cm200203/cmselect/cmhealth/570/570.pdf>>, [2022/10/10].

- (85) Children Act 2004 Explanatory notes, para 236.
- (86) イギリス検察庁のガイダンスには、一時的な皮膚の発赤を生じさせるにすぎない程度のもので、怪我が一時的でわずかなものにすぎないものでない限り、（合理的な体罰として許容される余地のない）傷害罪で起訴すべきと記載されている。（CPS, “Offences against the Person, incorporating the Charging Standard”, (2022), <<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/offences-against-person-incorporating-charging-standard>>, [2022/10/10].）
- (87) 2019年児童法（暴力からの平等の保護）（スコットランド）（Children (Equal Protection from Assault) (Scotland) Act 2019）第1条、2020年児童法（合理的な体罰の禁止）（ウェールズ）（Children (Abolition of Defence of Reasonable Punishment) (Wales) Act 2020）第1条。
- (88) Nigel Lowe et al., supra note 25, at p. 453.
- (89) 1933年児童・青少年法において、児童又は青少年に対して責任を有する者とは、（1989年児童法の意味において）親責任を有する者若しくはその他の当該児童又は青少年を養育する法的責任を有する者、及び当該児童又は青少年のケアをしている者をいうとされている（1933年児童・青少年法第17条（1））。この定義には広範囲の者が含まれ、例えば学校の教師や16歳以上のベビーシッターも含まれると解されている（Nigel Lowe et al., supra note 25, at p. 448.）
- (90) 1933年児童・青少年法第1条においては、(a) 児童又は青少年を養育する法的責任を有する親その他の者又は法定後見人は、十分な食事、衣服、医療、若しくは住居を与えなかった場合又はその他の方法では食事、衣服、医療、若しくは住居を与えることができないにもかかわらず、そのために適用されうる法令に基づきそれらを手に入れるための措置を取ることを怠った場合は、健康に害をもたらすような態様によってネグレクトしたものとみなされ、(b) 3歳未満の幼児が16歳以上の者と寝ている間における当該幼児の死が窒息によるものと証明された場合において（窒息の原因が疾病又は喉若しくは気道の異物による場合を除く）、16歳以上の者が寝た時又は窒息より前のいずれかの時点において、飲酒又は禁止薬物の影響にあった場合には、幼児の健康に害をもたらすような態様によってネグレクトしたものとみなされる（1933年児童・青少年法第1条（2））。

(なお、1933年児童・青少年法の翻訳について、民法(親子法制)部会参考資料6-3、久保野恵美子『懲戒権に関する外国法調査—英国法』参照。)

- (91) Karl Kaird, “Part 5 and 6 of the Serious Crime Act 2015—More than Mere Miscellany”, *The Criminal Law Review*, Issue 10, (2015), p.789.
- (92) *R v Sheppard* [1981] AC 394.
- (93) *R v Sheppard* [1981] AC, at p.404.
- (94) Action for Children, “The criminal law and child neglect: an independent analysis and proposal for reform”, (2013), at p.7, <[https://media.actionforchildren.org.uk/documents/criminal\\_law\\_and\\_child\\_neglect.pdf](https://media.actionforchildren.org.uk/documents/criminal_law_and_child_neglect.pdf)>, [2022/10/10].
- (95) House of Commons Library, *supra* note 77.
- (96) Action for Children, *supra* note 94, at p.10.
- (97) House of Commons Debates 25 June 2012, col 57W.
- (98) 2013年に教育委員会 (Education Committee) により発刊されたレポートである「チルドレン・ファースト：イギリスにおける子ども保護 (Children First: the child protection system in England)」において、1933年児童・青少年法の定義の狭さがネグレクトの刑事事件の公訴提起において問題を生じさせていないかの検討を行うことが勧告された (para 45) ことに対する回答として、このような見解が示されている。
- (99) House of Commons Education Committee, “Children First: the child protection system in England: Responses from the Government and Ofsted to the Committee’s Fourth Report of Session 2012–13: Fourth Special Report of Session 2012–13”, (2013), at p.4–5, <[https://www.basw.co.uk/system/files/resources/basw\\_31306-6\\_0.pdf](https://www.basw.co.uk/system/files/resources/basw_31306-6_0.pdf)> [2022/10/10].
- (100) The Rt Hon Damian Green MP, <<https://www.gov.uk/government/people/damian-green>>, [2022/10/10].
- (101) House of Commons Debates 28 October 2013, col 355W.
- (102) Prime Minister’s Office press notice, “Queen’s Speech 2014: background briefing notes”, (2014), at pp.6, 9, 71, <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/317823/Queens\\_Speech\\_lobby\\_pack\\_FINAL.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/317823/Queens_Speech_lobby_pack_FINAL.pdf)>, [2022/10/10].
- (103) UK Parliament, MPs and Lords, <<https://members.parliament.uk/member/1091/career>>, [2022/10/10].

(104) Hansard, House of Lords (October 14, 2014), col 152.

(105) Karl Kaird, *supra* note 91.

(106) House of Commons Library, *supra* note 77.

—2022年10月10日稿—